

「合理的配慮ハンドブック ～障害のある学生を支援する教職員のために～」について

<目次>

- 1 法律と国の施策
  - (1) 障害者権利条約と障害者差別解消法
  - (2) 障害のある学生の修学支援の動向
  - (3) 紛争とは  
リンク
- 2 障害の捉え方
  - (1) 社会モデル
  - (2) 障害のある学生とは
  - (3) 支援が必要とされる学生の活動の範囲  
リンク
- 3 障害のある学生を教えるときに必要なこと
  - (1) 合理的配慮とは
  - (2) 合理的配慮の内容の決定の手順と留意事項
  - (3) 合理的配慮と卒業後に向けた支援
  - (4) 合理的配慮を踏まえたシラバス
  - (5) 障害のある学生と関わるときの基本的な心構え
- 4 教育におけるユニバーサルデザイン
  - (1) ハード面
  - (2) ソフト面  
文献
- 5 緊急時対応
- 6 入学試験・高大連携
- 7 就労支援
- 8 修学支援に当たって  
—主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法—
  - ┆発達障害
    - ・自閉スペクトラム症
    - ・注意欠如多動症
    - ・限局性学習症
  - ┆精神障害
  - ┆聴覚障害
  - ┆視覚障害
  - ┆肢体不自由
  - ┆慢性疾患、難病その他の機能障害等
- 9 障害に関する専門用語

■ 資料編

- ┆障害の権利に関する条約（抄）
- ┆障害者基本法（抄）
- ┆障害を理由とする差別の解消に関する法律
- ┆障害を理由とする差別の解消に関する法律施行令
- ┆障害を理由とする差別の解消に関する法律施行規則
- ┆障害を理由とする差別の解消に関する基本方針
- ┆文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の推進に関する対応指針
- ┆国立大学「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」リンク集
- ┆障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）
- ┆障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）

2 障害の捉え方

(1) 社会モデル  
大学等において障害学生支援を行う上で、どのような学生を障害学生として捉えるかという観点から述べて置かれます。

1960年の世界保健機関（WHO）における国際障害分類（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps: ICIDH）において、障害は疾患や傷害を指し、それが、機能・形態障害（Impairment）、能力障害（Disability）と連鎖し、結果として社会的不利（Handicap）を引起こすという考え方があり、障害という認識が、身体、外傷、若しくはその他の健康状態により生じた「個人的な」問題として捉え、専門医による個別治療といった形での医療を必要とするものとみなされていた（医学モデル：medical model）。これに対し、2001年のWHOにおける国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）においては、障害は人間の個性の一つであると捉え、社会的不利（handicap）軽減の手助け、予防となった医療や教育ではなく、社会の環境の改善に求められるいわゆる「社会モデル（social model）」の考え方が取り入れ、医学モデルとの統合を目指しました。この考え方は「障害は『ある』か『ない』かではなく、人の生活環境や健康状態と相互作用（健康因子と個人因子）の相互作用の相対的関係性の中で捉える点が大変重要です。この考え方は、世界の国々における障害者政策の重要なメーンストリームとなり、人の能力が活かせるように構築する様々な個人因子や環境因子の相互のベクトルの結果としての相対的なものとして捉えることで、社会において「障害」や「障害者」と一括りにできない多様な状況があることが認識できるようになりました。2006年の国連の「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of



法律と国の施策

「障害者差別解消法施行「第二次まとめ」等を踏まえた内容は刷新し、障害学生支援に必要な関係事項などを構成しています。

関係法令や国の施策に関する情報も充実